

平成 年 月 日

## 長野ハムクラブ社団局運用届

運用期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
運用場所			
運用責任者	氏名	コールサイン	TEL
運用者 (コールサインのみ)			
使用機器 (印を付ける)	YAESU FT - 950M	HF ~ 50MHz 50W	
	ICOM IC - 911D	144 ~ 1,200MHz 50W,10W	
	KENWOOD TS - 690S	HF ~ 50MHz 50W	
	YAESU FT - 100DM	HF ~ 430MHz 50W,20W	
	以上機器用マイク、電源コード、取説		
	安定化電源		
	ANT、同軸ケーブル、変換コネクタ		

### 長野ハムクラブ社団局管理運用規定抜粋

#### 第10条 補足

1. あらかじめ担当幹事の許可を受け、運用、実験など法に定められたアマチュア業務を行うことを目的として、運用することができます。
2. J A Y A G無線局免許状の携帯等、定められた法を遵守し運用することとし、会員以外の運用はこれを禁じます。
3. 運用期間についてはクラブ行事を優先とします。
4. 会員個人での運用は1ヶ月を単位として、必要に応じて延長することができます。
5. 運用の際、発生したQSLカードなどの発行は運用者本人が責任を持って行うこととし、ログは必要期間、適当な媒体でこれを保管、運用終了後速やかにそのコピーを担当幹事に提出することとします。
6. 機器の使用に際しては会員共有の財産であることを認識し、細心の注意をもって使用し、接続など不明な点は説明書を熟読するなどし、大切に扱うこととします。
7. 機器の故障が疑われるときはすみやかに担当幹事に申し出て、その指示に従うこととします。
8. 盗難、紛失、または故意による破損については、原状回復までのすべての費用を運用者が負担するものとします。またそれ以上の運用者の不利益は生じないこととします。

以上